

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

厚生労働省より、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第90号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第68号）について、令和8年3月31日に公布及び施行（一部令和10年4月1日施行）され、本改正に関連する改正告示についても令和8年3月31日に告示され、令和10年4月1日から適用（下記③については告示日から適用）される旨、情報提供がありましたので下記によりお知らせいたします。

記

■ 関連法令

- ① 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和8年3月31日令和8年政令第90号）改め文
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001684497.pdf>
- ② 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年3月31日令和8年厚生労働省令第68号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001684498.pdf>
- ③ 「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示」（令和8年3月31日厚生労働省告示第172号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001684458.pdf>
- ④ 「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和8年3月31日厚生労働省告示第173号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001684501.pdf>
- ⑤ 「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」（令和8年3月31日厚生労働省告示第174号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001684502.pdf>

■ 関連通達

- ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和8年3月31日付け基発0331第6号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001684504.pdf>
※関連法令の改正の概要については本通達をご参照ください。

■ 厚生労働省ホームページ

- ・化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html